

まつもとほうじん

平成26年
(2014年) 4月号
第471号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

税制改正のあらまし.....	2 ~ 3 頁
税務ポイント.....	4 頁
皆さんこんにちわ・花村薫氏.....	5 頁
頑張ってます・後藤優子さん.....	5 頁
労務レポート.....	6 ~ 7 頁
ふるさとの宝.....	7 頁
工場災害を防ぐには	
リスクの「棚卸し」で現場力を高めよう.....	8 頁
青年部・女性部コーナー、署からのお知らせ...	9 頁
福利厚生制度PR.....	10頁
4月の予定等.....	11頁
インフォメーションコーナー、	
地区トピックス、投稿川柳、あとがき.....	12頁
会員親睦ゴルフ大会ご案内.....	付録
平成26年度優良経理担当者表彰のご案内.....	付録
ながの結婚支援センターからのお知らせ.....	付録
平成26年度年間行事予定表.....	付録

はりつかこぶん 針塚古墳 (松本市)

松本市里山辺の教育文化センターの西側に広がる田園地帯の一角に、松本市内唯一の積石塚(つみいしづか)古墳である針塚古墳がございます。平成元年に行われた調査により、古墳が造られたのは五世紀後半であることが判明しました。

近くを流れる薄川の石を積み上げて造られたという古墳はこの地域の歴史を知る上で大変貴重なものとして県の史跡に定められています。

7 頁に関連記事掲載(上兼健司編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

法人会

税制改正のあらまし

平成26年度

速報版

法人税関係

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

(1) 内容

青色申告書を提出する法人が、生産性向上設備等に該当するもののうち一定の金額以上のものを取得等し、事業の用に供した場合には、以下の特別償却または税額控除（当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

(2) 用語の定義

生産性向上設備等とは、生産等設備（注1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、先端設備（注2）及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（注3）として産業競争力強化法に規定するものをいいます。

（注1）生産等設備とは、事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。ただし、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

（注2）先端設備とは、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たす機械装置等（中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む）をいいます。

（注3）生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件（投資計画における投資利益率が15%以上。中小企業者等にあっては、5%以上）を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置等をいいます。

適用期間

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する生産性向上設備等について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

2 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、「増加型」および「高水準型」に係る税額控除制度の適用期限が3年延長されます（「総額型」については変更ありません）。

さらに、「増加型」については、増加試験研究費の額に30%（増加割合（注）が30%未満の場合には、その増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除に改組されます。

（注）増加割合＝増加試験研究費の額／比較試験研究費の額

適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が3年延長されます。

中小企業者等が取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却ができません（現行は30%の特別償却）。

なお、中小企業者等（現行は特定中小企業者等）にあつては、即時償却と7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除（控除限度超過額は1年間の繰越可）との選択適用ができます。

資本金	現行	改正案
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

（注）中小企業者等とは、資本金（出資金）の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。このうち、資本金（出資金）の額が3,000万円以下のものは、特定中小企業者等に該当します。

適用期間

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する生産性向上設備等（特定機械装置等）について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

4 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

適用期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得し、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産について適用されます。

(注) 適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

5 復興特別法人税の1年前倒し廃止

企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しで廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後の復興特別所得税額は、利子及び配当等に課される所得税額と合わせて、各事業年度の法人税額から控除されます。なお、復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

適用期間

復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。

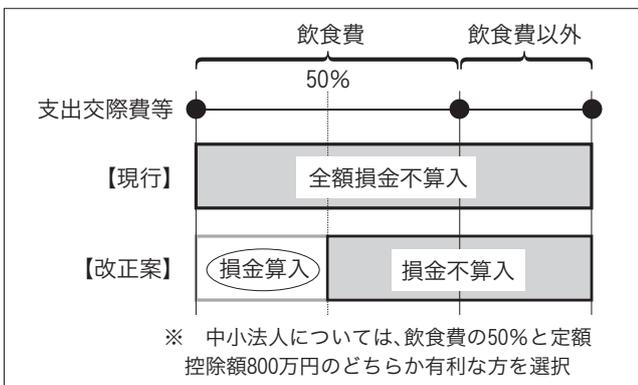
6 交際費課税の特例措置の拡充

交際費等の損金不算入制度について、次のとおり拡充されます。

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入されます。(注)

(注) 専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)を含みません。

中小法人に係る損金算入の特例(定額控除限度額800万円)について、適用期限が2年延長されるとともに、上記と選択適用できます。



適用期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

7 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

要件	現行	改正案
雇用者給与等支給増加割合	5%以上	①平成27年4月1日前に開始する適用年度…2%以上 ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…3%以上 ③平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…5%以上
平均給与等支給額	・国内雇用者に対する給与等 ・平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること	・継続雇用者に対する給与等(注) ・平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること

(注)「継続雇用者」とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のことをいいます。したがって、適用年度に新規で採用したものや、前年度で退職したものに対して支払った給与については、平均給与等支給額を比較する上で計算には入れないことになります。

8 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

法人が有する耐震改修対象建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行ったものが、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について特別償却(25%)ができることとなります。

(注1) 耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの(要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物)をいいます。
(例) 宿泊施設、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物など

(注2) 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合するものとして、地方公共団体の長・指定確認検査機関・建築士による証明がされたものをいいます。

適用期間

平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に取得等した耐震改修対象建築物について適用されます。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室③〕法人税その33

太陽光発電設備を取得したら

Q 事業所に太陽光発電設備の設置を検討しています。設備を設置した場合の税額の控除等の制度について教えてください。

A 法人が一定の太陽光発電設備を取得した場合、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用が可能です。

1 制度の概要

法人が平成23年6月30日から平成28年3月31日までの期間内に、新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして、その取得等をした日から1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除が認められます。なお、所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

適用対象法人は、

- (1) 特別償却.....青色申告書を提出する法人
- (2) 税額控除.....中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人

となります。

この制度の適用対象資産の一つに「一定の太陽光発電設備」があります。以下「一定の太陽光発電設備」についてこの制度の適用要件等を説明します。

2 「一定の太陽光発電設備」

「一定の太陽光発電設備」とは、太陽光発電設備《電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備（再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた設備）に該当するものに限り、その出力が10キロワット以上であるものです。

但し、次の場合には、この制度の適用を受けることができません。

設備を貸付の用に供した場合

設備を電気事業法第2条1項9号に規定する電気事業の用に供した場合

「電気事業」とは、一般の需要に応じて電気を供給する事業（一般電気事業）や一般電気事業者によるその事業の用に供するための電気を供給する事業（卸電気事業）等をいいます。通常、固定価格買取制度の認定を受けて電気事業者（例 東京電力、中部電力）に売電する場合は、「電気事業」には該

当しません。

国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受け、目的に適合した設備を平成25年4月1日以降に取得等をした場合。

3 適用対象事業年度

この制度の適用対象事業年度は、平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に「一定の太陽光発電設備」を取得等して、その事業の用に供した年度です。

4 特別償却限度額

「一定の太陽光発電設備」の取得価額の30%相当額です。

なお、平成27年3月31日までの間に取得等した設備の特別償却限度額は、その設備の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額となります。

したがって、その事業の用に供した事業年度において取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。

5 税額控除限度額

税額控除限度額は、「一定の太陽光発電設備」の取得価額の7%相当額です。

但し、その税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度となります。

この場合、控除しきれなかった金額（繰越税額控除限度額超過額）は、1年間の繰越しが認められます。

6 申告に当たっての注意点

(1) 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付する必要があります。

税額控除の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載しその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

また、両者とも、併せて以下の書類も添付する必要があります。

電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則第7条第1項の申請書（再生可能エネルギー発電設備認定申請書）の写し

経済産業大臣の同法第6条1項の認定をした旨を証する書類の写し《再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）》

(2) 一の資産についてこの制度による特別償却と税額控除との重複適用は認められません。

(3) この制度の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の圧縮記帳、他の制度による特別償却又は他の税額控除の規定の重複適用は認められません。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん
こんにちは♪

株式会社ちくま精機
安曇野市明科七貴
代表取締役 花村 薫氏

「一歩踏み出して…」

株式会社ちくま精機は1967年の創業以来、時計・プリンタ・プロジェクタ等精密機器の受託生産を主力事業に歴史を重ね、現在はスマートフォンやテレビ等液晶を用いた製品の製造に欠かせない「液晶モジュール点灯検査用信号発生装置」の自社開発・製造事業を新たな柱とされています。

花村社長は1985年の社長就任以来社業発展に尽くされてきました。今回の取材では専門用語も分かりやすく、丁寧に説明して下さるなどそのお人柄の一端に触れることが出来ました。また、花村氏は「心豊かで、安心・安全な暮らしの実現」と「地域の観光・文化・経済の発展と活性化」を目指し2012年に開局したコミュニティFM局「あづみ野エフエム放送株式会社」の代表も務められております。

近年の経営環境の激変に伴う自社の事業転換やラジオ局の開設等、大きな決断を迫られる場面が幾つもあったそうですが、そうした際に大切なことは「まず一歩踏み出すこと」だそうで、「一歩踏み出せば、次の一手が見えますから」と笑顔で語って下さいました。貴重なお話をありがとうございました。

(上兼健司編集委員)



頑張ってます!!

『笑顔大切に』

旬鮮厨房 だいなモ
松本市波田

後藤 優子さん

旬鮮厨房だいなモさんは松本市波田158号線沿い、波田中学校前にあります。2003年1月にオープンされ11年目になるそうです。和洋折衷のお料理で、お昼はいろいろな種類のランチがあり、夜は大将が仕入れたお魚をはじめ、おいしいお料理とお酒を楽しめる居酒屋レストランです。

こちらでホール担当・厨房補助として活躍されている後藤優子さん。『お客様に喜んで笑顔で帰っていただくこと』を心掛け、お客様とのコミュニケーションを大切にされているそうです。宴会メニューの中には『笑顔』というメニューもあり、お店の皆さんで『笑顔』を大切にされています。

大将もすべてを任せられる頼りになる存在とおっしゃる後藤さんは体育会系で学生の頃は陸上のハードルをされており、現在はご結婚されてから始めたバレーボールを楽しんでいるそうです。ご趣味はEXILEだそうで、遠くのコンサートにも出かけるほどです(とくにアツシが好きだそうです!)。

お話をお聞きしている時も常に笑顔の後藤さんの益々のご活躍が期待されます。

(深澤和紀編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



労務レポート**【諸手当について】**

社会保険労務士 高 砂 礼 次

**はじめに**

今回は、賃金決定方法の中で、諸手当についてレポートいたします。

諸手当を定める際に最も肝心なことは、支給する基準を明確に定めるということです。

本来の手当とは、明確な基準の下に、必要な人に必要な期間を限定して支給すべきものであり、逆説的には、必ずしも明確とはいえないものが、基本給や、新賃金移行時や中途入社に対して暫定的に支給される調整手当といえます。なお、この諸手当というものは従業員にとっては、金額のわりに注目度が高いポイントとなっております。

それでは具体的な手当についてみていきましょう。

1. 役付手当（管理職手当なども含む）

基本給をアップさせることが基本ですが、動機付け、モチベーションアップ等にもなります。留意点は、同一役割でも部下の多少、ライン職責等、職責手当の考え方も取り入れ、月々の手当には幅をもたせることです。（15,000円～80,000円位）

役付手当は、管理監督職の職務責任に応じた要素、部下指導に関する要素、接待などの経費では認められにくい内外の交際費的な要素、時間外手当等の一部代替的な要素（問題となった「名ばかり管理職」はこの要素に関連しています）等の要素を勘案し定めます。

2. 営業・外勤手当

外回りの営業職における精神的、肉体的負担の大きさや“身支度仕事半分”の教えにもあるようにスーツ、ワイシャツ、靴等を購入する為の補助的な要素、経費として認められにくい交際費的な要素、事業場外みなし労働制の時間外手当を補完する要素等に応じて定めます。

時間外手当の補完的な要素については、情報機

器の発達で、時間管理が可能になってきており、時間外手当相当分を別建てにしたり、一定時間の固定先払い等に変更したりするケースがあります。営業事務職等も有り、売り上げ責任を持つ営業職に限定する等、実態に応じて支給対象を明らかにしていく事が肝要です。更に、企業の要である営業職の特性から手当だけの問題に収まりきれず、個人業績を反映する、賞与制度も採用して職種別賃金を構築していく企業も見受けられます。

3. 資格手当

主に公的な資格に対する手当です。導入している組織はまだ少ないようですが、今後の時代の要請を考慮すれば、積極的に提案する必要がある制度なのかもしれません。資格は、直接本人に帰属するので、モチベーションUPには大変有効だと思います。

導入については、それぞれの会社が、今後必要で有用な資格をリストアップして選定、決定していく事が大切です。社員の自己啓発的も絞れません。但し、会社の負担が多くなる場合には、取得奨励金等に置き換える方法もあります。

4. 家族手当

最近の傾向で、生活手当を支給している企業は減少してきていますが、いまだに根強い希望のある手当です。賃金とは仕事に関係することに支給すべきであり、俗人的な要因に支給すべきではないという考え方も広まっています。女性の活躍が著しい業種等ではこの傾向が顕著ですが、国の様々な少子化対策に、経営姿勢が打ち出せる手当でもあると思います。

5. 地域手当

事業所が広域にわたっている企業に限定されますが、一般的には、物価水準を反映させる意図が

あります。

6. 住宅手当

現代では住宅補助手当に変えているところが多くなってきているのではないのでしょうか。但し、住宅手当制度のある企業のおよそ6割は住宅の形態に関係なく同一額を支給しているようです。

7. 調整手当

賃金を属人給から仕事中心へ切り替えていく企業が増えております。また従来住宅手当、家族手当等の廃止統合も進んでいるようです。こうした従業員にとって不利益な新賃金制度移行が行われた際に、減額分を調整することを目的に検討される手当です。基本給、基準内賃金の調整として支給される例外措置の手当なので、暫定的であり

永続的に支給するものではありません。

まとめ

このように、手当には様々なものがあります。社員の生活を守り、モチベーションを高めるような賃金設計を実現し、会社と従業員が共に幸せになれるよう願っております。

今回の労務レポートでは、皆さまから何かご希望があるテーマがありましたら取り上げたいと考えておりますので、ご意見をお寄せいただければ幸いです。ご希望がなければこれからの労務関係に関する法律改正につきましてのレポートをさせていただきます。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

192

—松本市内唯一の積石塚古墳—

はりつか こふん 針塚古墳 (松本市)

古墳とは3世紀後半から7世紀前半に土などで築造された墳丘を持つ古いお墓であり、位の高い者や権力者の墓として当時盛んに築造されていました。積石塚古墳とは、土の代わりに石を用いて墳丘を造った古墳のことです。美ヶ原より流れる薄川に沿った松本市東部の里山辺地区には、かつて同様の古墳が数基ありましたが現在は針塚古墳が残るのみとなっております。

平成元年から三次にわたり針塚古墳の発掘調査が行われました。古墳内部には竪穴式の石室や木棺墓(もっかんぼ)が確認され、副葬品として鏡や鉄斧、鉄鏃(てつぞく：鉄製の矢じり)、小刀、

ガラス小玉などが発見されました。それ以外にも、埋葬に際して行われた「おまつり」に使用された土師器、須恵器といった土器もまとまって見つかりました。

こうした調査結果から古墳の製造年代は古墳時代中期の五世紀後半であること、用いられた石は薄川のものであることなどが判明し、改めて針塚古墳が地域の歴史を知る上で、大変貴重なものと言ったことが確認され、地元をはじめ多くの市民から現地保存の要望が出されました。そうした声を受け、地元の方々の協力も得て現地保存が可能となり、周辺は公園として整備され、地域の歴史を感じる事が出来る憩いの場所となっております。
(上兼健司編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

工場災害を防ぐには リスクの「棚卸し」で現場力高めよう

日刊工業新聞社論説委員長 岡田 直樹

爆発や火災など工場災害が跡を絶たない。主要設備は法令やマニュアルに基づき定期点検が義務付けられているが、設置から30 - 40年を経た末端設備が盲点になっている。目視や触感など作業員の感覚だけでは気づかないほど、異常個所の発見は難しくなっている。加えて世代交代に伴う現場力の衰えは見過ごせない。現在のように景気回復で受注量が増え、設備にかかる負荷が高まっている時こそ注意が必要だ。中小企業ではひとたび事故を起こせば事業継続の危機を招きかねないだけに、盲点を徹底的に洗い出してほしい。

発生原因で上位を占めるのが、設備の誤作動や誤判断、マニュアルの不備、危険な場所への不用意な立ち入りといった人的要因である。部品の老朽化など設備的要因と複合し、重大事故に至るケースもある。メンテナンスの作業中に起こる事故も少なくない。設備を完全停止しないまま点検したり、停止した設備を再稼働したりする時に事故が起きやすい。

今年1月9日、三菱マテリアル四日市工場（三重県四日市市）で熱交換器の解体作業中に発生した爆発火災事故は、18人の死傷者を出す惨事となった。同工場では爆発を防ぐための具体的な手順や基準は示しておらず、危険の有無は作業員が熱交換器を手でさわって、温度を確かめるなどで判断していたという。

工場災害を防ぐには、マニュアルを徹底させるだけでは十分とはいえない。作業員に工程ごとのリスクの「棚卸し」をさせ、考えさせる教育が大切だ。「日常的な作業になればなるほど、手順書はなく、手順書があっても見ている暇はない」（業界関係者）のが実態とも聞く。何をどうすれば爆発や火災につながるのか、マニュアルができた背景にある理論や物性まで含め、リスク要因を体得させる生きた安全教育を励行してほしい。作業員がマニュアルづくりに主体的にかかわることができれば、現場のモチベー

ションの向上にもつながるだろう。

またITやセンシング技術などを活用し、できる限り作業員の感覚に頼らない保安管理体制の構築も進めてほしい。熟練技能者の退職に伴う保安技能の弱体化、メンテナンスの外注化によるコミュニケーション不足、設備の老朽化...。作業員の経験やカンに頼るだけでは危険を防ぎきれないほど、保安管理は複雑で多様になっている。

リスクに対して防御力の高い職場づくりを進めるには、旗振り役である社長や工場長の姿勢がカギを握る。ある化学メーカーでは、社長が工場の部課長に通常の修繕予算とは別枠で予算を与え、末端設備の安全対策を促している。また「ヒヤリ・ハット」の事例と対策をホームページに公開し、CSR（企業の社会的責任）を明確にすることで、社内に緊張感を持たせている企業もある。事故原因の分析結果や保安ノウハウを同業他社と共有していくことも有効だろう。

長期間事故を起こしていないガス供給会社の工場長は「『おはよう』の声掛けが保安管理の基本」と話す。毎朝励行していると、「おはようございます」と返してくるときの語気や表情で、社員の体調や心の変化が読み取れるようになるという。安全技術の導入が進んでも、その間隙を埋めるのは、そうしたウエットな人のつながりなのである。

【筆者紹介】

岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社に入社。中小企業取材を振り出しに、生命保険・損害保険・銀行など金融業界、半導体メーカーなど電機業界、NTTはじめ通信業界、経済産業省、金融庁を担当。その後、論説委員として2年半、工場災害や製品事故、防災（BCP）などに携わる。12年4月から現職。54歳、埼玉県出身。

青年部コーナー

—第39回通常総会—

日時 4月24日(木)午後6:00~9:00

〔通常総会〕6:00~6:30

- *平成25年度事業報告、および決算報告
- *平成26年度事業計画案、および予算案
- *規約一部変更案

〔租税教育活動ディスカッション〕

6:35~7:35

- *全国活動事例紹介
- *平成25年度当会活動報告
- *意見交換 等

〔祝賀会〕7:40~9:00

会場 松本東急イン

ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

女性部コーナー

—第35回通常総会・ 創立35周年記念式典等—

日時 4月18日(金)午後2:40~7:00

〔通常総会〕2:40~3:10

- *平成25年度事業報告、および決算報告
- *平成26年度事業計画案、および予算案
- *規約一部変更案

〔35周年記念式典〕3:25~3:55

〔記念講演会〕4:05~5:20

『がん医療の今と理想的な治療』

講師：榊長野メディカルサポート 堀川 豊氏

〔記念祝賀会〕5:30~7:00

会場 松本東急イン

ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちがお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。

酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止をはじめと

する酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者への助言と従業員等の指導を行う「酒類販売管理者」を選任することとされていますが、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。

警察庁及び厚生労働省と共同して、各業界団体に対し、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。

未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

環境ISO14001認証取得
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/


ひと・もの・心をつなぐ

株式会社 **ジェップ**

〒390-0852 松本市島立1797-5
TEL0263-47-9200 FAX0263-47-9001

経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



「消費税申告一声運動実施中」



Jタイプ^①[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成25年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-24-1055(平成25年3月14日)

4月の予定

2日税制委員会・同グループ会議 3日広報委員会・同編集会議 4日組織委員会 8日研修委員会 11日正副会長会、役員会 18日女性部総会、同創立35周年記念式典等 21日厚生委員会 22日決算説明会(塩尻) 23日決算説明会(松本) 24日総務委員会、青年部総会 25日監査会

決算説明会 (法人税・消費税/3月決算法人対象)
 【塩尻会場】 4月22日(火) 14:00~16:00
 塩尻市市民交流センター(えんぱーく) 4階会議室
 【松本会場】 4月23日(水)
 10:00~12:00/14:00~16:00(2回開催)
 あがたの森文化会館 講堂

大同生命松本支社人事異動

4月1日付けの人事異動で支社長が交代されました。平成24年4月から2年間お世話になった富安支社長さんに代わり、群馬支社より岡本支社長さんが着任しました。よろしくお願いいたします。

【前任】

富安 充裕 支社長

(新任地：東北地区営業本部)

2年間という短い時間でしたが、松本法人会の皆さまには大変お世話になり厚くお礼申し上げます。

私にとって、松本は二度目の勤務地であり、トータル5年間、この町で出会った数々の思い出を振り返れば、松本が第二の故郷といっても過言ではありません。個人的には、もう少しこの地で過ごしたかったというのが本音のところ です。

4月から新任地、仙台へ参りますが、松本の皆さまから賜りましたご指導を力に変え、気持ちを新たに頑張りたいと思います。

本当に、本当にありがとうございました。



当月号付録

『平成26年度 年間行事日程計画表』 をご活用下さい！

当月号付録として『平成26年度 年間行事日程計画表』を同送しております。

各種研修会や講演会の予定を記載しておりますので予めご確認いただき、ご都合つきましたら各行事にご参加いただきますようお願い申し上げます。



【新任】

岡本 耕司 支社長

(前任地：群馬支社)

4月より松本支社に勤務します岡本でございます。

過去着任させて頂いた支社長からお祝いの言葉をもらいましたが、全員が松本法人会様並びにご当地を絶賛されていました。

皆様義に厚く、おおらかで、協調性に富んだお人柄と聞いています。又信州の絶景は人生を変える感激を与えてくれるとも申しておりました。

着任する事にワクワクしていますが、それと同時に不安も感じております。と申しますのも私は兵庫県西宮市の出身で、関西訛りが抜けず、風貌も泥臭く、根っからの関西人と上司から言われます。松本法人会の皆様に受け入れて頂けるか不安に思っておりますが、松本城を抱くこの地で心身ともに成長していきたいと思っております。精一杯努力し、皆様のお役に立ちたいと思っております。是非ともご指導をお願い申し上げます。



ご利用ください 国税電子申告・納税システム「e-Tax」 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

(有) 奥原塗装店

松本市奈川619-2 ☎(0263)79-2727

家の外壁・屋根等の塗り替えの際は
ぜひご用命ください！

青年部・女性部



部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラスト デジタルカメラ デジタル写真機

一般社団法人 松本法人会

めざます企業の 繁栄と社会への貢献

素材を組み合わせて

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

真気堂

原因治療を行う 真気流電鍼手術

真気堂

〒399-8205 安曇野市豊科 4317-10-2F
0263-71-2233
7:00 ~ 18:00

※様々な痛み・しびれ・病気に適応しておりますのでお悩み事がありましたら、是非一度ご相談下さい

美容のことは美容鍼灸 SaalonShinki まで

ながの結婚支援センター

さあ、大好き婚をしよう。

えんむす 理想の相手を自分でみつける!

えんむすは「安全で安心」な1対1の出会い支援のネットサービスです。「無理なく」「自分のペースで」「ご自宅で」パソコンや携帯電話を使ってご利用いただくことができます。しっかりと守られた情報からあなたにぴったり合ったお相手を探すことができます。

▶**昨年の成婚は12組!一ヶ月に1組のペース!!**

詳しくは今月号付録をご覧ください。

投稿 川柳 コーナー

入学は 長いまなびの 出発点

消費税 無駄に使うな 上げた分

四月馬鹿 この説明は 子等に無理 無筆

地区トピックス

松本銭座記念碑 (松本市)



江戸時代、寛永の世に新しい通貨として誕生した寛永通宝。江戸の芝、近江の坂本に続き、新たに全国8か所に铸造所(銭座)が設けられることとなり、その一つが松本に置かれました。我が国の通貨の歴史の一端に、松本市の名が刻まれていることを知ることが出来る記念碑が市民芸術館南側にあります。(上兼健司編集委員)

(本号編集委員… 上兼健司 深澤和紀)



あとがき 2月にたくさん降りましたが、春を感じるようになり、卒業・入学で別れがあり、また新しい出会いの季節です。でも「花粉症」をお持ちの方にとっては大変な季節となりました。私も3年前から花粉症になり、涙は出る、くしゃみの2連続は当たり前。このつらいのをどう予防したらいいか調べてみました。やはりお医者さんに行き、しっかりと診察をしてもらい、どの花粉のアレルギーなのか原因を突き止め、しっかりと予防・対策をすることが大事だそうです。市販されている薬も効きませんが、やはり花粉症と向き合い万全な対策をしなければいけません。

自分たちの体の中の免疫細胞のバランスを改善し、免疫機能を高めることで、アレルギーの症状を軽減することが可能になるそうです。免疫細胞のバランス改善に乳酸菌が活躍するそうです。身近な食品や飲料類から手軽に摂取できます。花粉症だけでなく健康のためにもプラスになりそうですので、チャレンジして、この花粉症シーズンを乗り切りたいと思います。(深澤)

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について 当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所 一般社団法人 松本法人会
〒390 0814 長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社